



令和 7 年 2 月 2 8 日

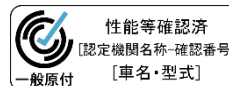
物流・自動車局車両基準・国際課
技術・環境政策課**ペダル付き電動バイクの安全対策を講じます！**

～道路運送車両の保安基準及び関係告示の一部改正・制定について～

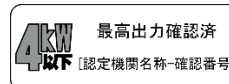
近年、外観上は電動アシスト自転車と似ているものの、アシスト力が強いものやペダルを漕がなくても走行できるペダル付き電動バイクが流通しています。このような車両の小型・軽量・電動等の特性を考慮して保安基準を策定するとともに、消費者が安全な車両を選択・利用できるよう、基準適合性を確認し車両に表示する制度の対象に追加します。

1. 改正の概要（詳細は別紙参照）**（１）ペダル付き電動バイクに関連する対策**

- ① 小型・軽量・電動等の車両特性を踏まえ、バッテリーの安全性や路面の凹凸によらず安定した走行を確保するための要件を含むよう保安基準を策定する。
- ② 必要な基準を満たすことを確認し車両に表示する制度の対象に追加する※¹。

※¹ 性能等確認済の表示**（２）その他**

- ① 本年 4 月から原付免許（普通免許に付帯する免許）で運転することが可能となる最高出力 4.0kW 以下の原動機付自転車について、最高出力に関する不正改造を防止するための基準を追加するとともに、最高出力等を確認し車両に表示する制度を創設する※²。
- ② 規制改革推進に関する中間答申（令和 6 年 12 月 25 日）を踏まえ、ロボット農機の早期の社会実装を可能とするため、自動運行装置を備えることができる自動車として大型特殊自動車及び小型特殊自動車を追加する。

※² 最高出力確認済の表示**2. 公布・施行**

公 布：令和 7 年 2 月 2 8 日

施 行：公布の日

問い合わせ先物流・自動車局 車両基準・国際課（（１）①、（２）①（確認制度を除く。）②に関する事）：松坂、森
電話 03-5253-8111（内線 42532）、03-5253-8602（直通）技術・環境政策課（（１）②、（２）①（確認制度に限る。）に関する事）：塚田、島
電話 03-5253-8111（内線 42254）、03-5253-8591（直通）